

記者発表資料
平成24年2月3日

保健福祉部

長寿社会政策課介護保険指導班 電話：2556

担当：坂井，五十嵐

障害福祉課在宅支援班 電話：2543

担当：山下，鈴木

介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者の指定取消しについて

本日、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく事業者の指定を、下記のとおり取り消しましたのでお知らせします。

記

1 事業者の概要

- (1) 法人名 有限会社湯元
- (2) 代表者 代表取締役 高橋 喜代子
- (3) 所在地 仙台市太白区秋保町湯元字薬師59番地の2

2 対象事業所の名称，所在地及び取消年月日等

- (1) 事業所の名称 ゆもとふれあいの杜
- (2) 事業所の所在地 1の事業者所在地に同じ
- (3) 取消年月日 平成24年2月24日(取消通知発付日：平成24年2月3日)

3 対象事業所の概要，処分内容及び根拠となる法令の条項等

(1) 介護保険法に関する事項

- ア 事業所の番号 0475401394
- イ サービスの種類 訪問介護，介護予防訪問介護
- ウ 指定取消事由

架空のサービス提供記録を作成し，当該サービス提供記録に基づき，居宅介護サービス費を請求し受領した。(介護保険法第77条第1項第5号該当)

障害者自立支援法に違反し，同法に基づく介護給付費を不正に請求し受領した。(同法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第9号該当)

不正請求の額 423,292円()

(2) 障害者自立支援法に関する事項

- ア 事業所の番号 0415400191
- イ サービスの種類 居宅介護，重度訪問介護
- ウ 指定取消事由

架空のサービス提供記録を作成し，当該サービス提供記録に基づき，介護付費を請求し受領した。(障害者自立支援法第50条第1項第5号該当)

障害福祉サービスにおいて不正又は著しく不当な行為(不正請求)をした。(同法第50条第1項第10号該当)

不正請求の額 2,491,516円()

不正請求の額については、いずれも取消事由の該当分のみであり、今後、仙台市のほか関係する市町村において、返還させる額の確定作業を行っていく予定。その際には、返還額のほか返還額に40/100を乗じて得た額を徴収することができる。